

「入札保証金・契約保証金についての注意事項」（熟読をお願いします。）

【入札保証金について】

入札書を提出される方は、以下に挙げるいずれかの手段で入札保証金（若しくはそれに代わるもの）を県に提出して頂く必要があります。

① 入札保証金を納める。

入札保証金となる金額は、見積金額（税込金額）の５％以上です。

この場合、小切手等とともに「保証金等納付書」に記名押印又は署名して頂きます。「保証金等納付書」が必要な方は、防災企画課原子力安全対策係にてお配りします。

落札にいたらなかった場合は、入札終了後に返還しますので、返還金の領収書に添付していただく収入印紙の準備をお願いします。

② 入札保証保険に入ってその証書（原本）を提出する。

保険金額は、見積金額（税込金額）の５％以上です。

保証期間は入札書提出日から２週間程度の期間でお願いします。

③ 履行証明書を提出する。

これは、「過去２年間で間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）」を提出することです。履行証明は過去２年間のもの２件が必要です。

同規模とは、見積金額（税込金額）の、２０％を越える契約をいいます。

（例） １００万円が入札金額の場合、契約希望金額が１１０万円となり、その２０％となる２２万円を越える契約（２２０，００１円以上）の実績が２件必要となります。

様式は入札説明書の中にあります。契約書の写しは履行証明の代わりになりませんのでご注意ください。（契約書では履行が完了したことを確認できないため。）

【契約保証金について】

落札後の契約保証金も入札保証金と同様の取り扱いですが、契約金額（税込み金額）に乗ずる率が変わります。

	入札保証金	契約保証金
①保証金納付	5 %	1 0 %
②保証保険	5 %	1 0 %

なお、入札保証金を納付された方が落札された場合、入札保証金をそのまま契約保証金の一部に充当することも可能です。